

後期高齢者医療保険料についてお知らせします

<平成 24・25 年度の保険料率について>

後期高齢者医療保険の保険料率は、2年ごとに改定されます。平成 24・25 年度については、下記のとおり改定されました。

	平成 24・25 年度	平成 22・23 年度
均等割額	47,474 円	46,241 円
所得割率	9.45%	8.73%
保険料上限額	55 万円	50 万円

<保険料の計算方法について>

1 年間の保険料は、均等割額と所得割額の合計額となります。平成 24 年度（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）の保険料は、平成 23 年 1 月から 12 月までの所得により計算します。

均等割額	+	所得割額	
47,474 円		賦課のもととなる所得金額※ 前年所得 - 基礎控除 33 万円	× 所得割率 9.45%

※賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方は、所得割額が 5 割軽減されます。

<均等割額の軽減について>

平成 23 年の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、軽減されます。

平成 23 年中の所得の合計		軽減割合
33 万円以下	被保険者全員が、年金収入 80 万円以下 (その他各種所得がない)	9 割
	上記以外	8.5 割
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除いた被保険者数) 以下		5 割
33 万円 + (35 万円 × 被保険者数) 以下		2 割

※平成 24 年 1 月 1 日に 65 歳以上の方で公的年金所得があるときは、軽減判定の際に 15 万円を限度として控除があります。軽減判定は、4 月 1 日の世帯状況（4 月 2 日以降に新たに加入したときは、加入した日）で行います。

<被用者保険の被扶養者であった方について>

これまで保険料の負担がなかった被用者保険（健康保険や共済組合などの医療保険）の被扶養者であった方も、保険料をご負担いただきます。

均等割額	9 割軽減
所得割額	負担なし

<住所地以外に送付を希望される方は変更の手続きをお願いします>

被保険者証や保険料の決定通知書などは原則、被保険者の住所地に送付いたしますが、入院などで住所地に居ない場合、保険証が届かないことも想定されますので、住所地以外に送付を希望される方は、お早めに各総合支所・出張所で送付先変更の手続きを行ってください。

- 手続きには印鑑が必要になります。
- 24 年度の保険証・保険料の通知書は 7 月中旬に送付します。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502